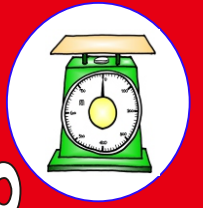


商品の内容量(重さ)の チェックをしています。



◎計量法では、計量単位により取引証明における計量をする者に対し「**正確に計量**するように努めること」を義務づけています。*計量法第10条



◎また、商品のうち特定のものについては法律で定められた誤差(**量目公差**)を超えないように計量しなければなりません。*計量法第12条

◎**誤差要因**としては①風袋設定のミス②水分蒸発等による自然減③粗雑な計量などがあります。



お問い合わせは

(NPO)北九州市計量士会

TEL/FAX : 093-592-3400